

障第510号  
令和5年7月14日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の事業所を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和5年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度への対応について(依頼)

障害福祉サービス等情報公表制度については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法により、障がい者及び障がい児の保護者が指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等の提供するサービスを適切に選択できるようにするために、事業者が提供するサービスについての情報を公表することとされています。

つきましては、別添のとおり本県における今年度の実施要綱を定め、実施しますので通知します。

各事業者様におかれましては、当実施要綱に基づき、「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)」において、下記のとおり公表事項に係る内容を更新のうえ、ご報告いただきますようお願いいたします。

記

## 1 対象

全ての障害福祉サービス提供事業者(岐阜市所管の事業所を除く。)

## 2 報告期限

①令和5年5月4日1日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者

令和5年7月31日

②令和5年5月4日1日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

当該事業者指定を受けた日から1か月以内

### 3 報告方法

「障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）」（以下「公表システム」という。）において公表情報内容について確認いただき、内容を更新のうえ、公表システムを通じ報告をお願いします。

**※更新作業いただいた後、必ず公表システム上で「承認者へ申請する」ボタンの押下を実施願います。**

※別添障害福祉サービス等公表システム操作説明書（事業者用）の37ページ参照

### 4 報告内容

別添「令和5年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱」参照

### 5 就労継続支援A型における運営状況の評価（スコア表）

就労継続支援A型における運営状況の評価（スコア表）について、評価の結果を公表システムにおいて公表できるよう対応されていますので、**評価の結果(PDFファイル)を登録いただきますようお願いします。**

※別添就労継続支援A型事業所に係る評価方法（スコア）について参照

### 6 障害児通所支援事業所における自己評価結果の公表について

児童発達支援（センターを含む）及び放課後等デイサービスにおいては、おおむね1年に1回以上、自己評価の実施と公表が義務付けられています。公表システムの「サービス内容に関する事項」において、**公表の有無と公表場所（URL等）を記載いただく箇所がございますので、登録いただきますようお願いします。**

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係	
担当	若原	
電話	058-272-8302	
FAX	058-278-2643	
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>	